平成２２年（フ）第６９８２号
神奈川県川崎市高津区新作４丁目19―20　第２河田荘
債務者　杉本　共子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９８５号
東京都練馬区光が丘２―７―３―313、住民票上の住所東京都豊島区南長崎１丁目18―14
債務者　佐藤　康行
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９８６号
神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境108―７―101
債務者　松枝　宏明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９９２号
東京都中野区弥生町５丁目10―９―303
債務者　足木美代子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９９７号
東京都町田市成瀬2723―26
債務者　久保紀美江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００１号
東京都中央区勝どき２丁目18―１―1321
債務者　吉川　　透
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００２号
東京都板橋区高島平２丁目４―17―303
債務者　本多　新三
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００３号
東京都杉並区和泉３丁目９―13
債務者　今林　　洋
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００４号
埼玉県草加市松原２丁目Ｂ５―102
債務者　谷本　匡宏
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００７号
東京都江戸川区西葛西６丁目25―９―202
債務者　藤田　修司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００８号
東京都墨田区立川２丁目11―18
債務者　宇田川智和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０１２号
東京都豊島区要町３―３―３―203、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目55―15
債務者　武田　良江（旧姓芝原）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０１９号
東京都葛飾区高砂２丁目４―６―203
債務者　高木　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０２４号
埼玉県所沢市小手指町１丁目９―３―Ｂ―605
債務者　木村　真理
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０２５号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地９街区15棟106
債務者　渡邉　彩子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０２９号
東京都台東区根岸１丁目１―34―402
債務者　酒井　尊彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部